

平成30年4月6日

於・1002会議室（10階）

第1051回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項	
○ 会長及び会長代理の選任について .....	1
3. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定について （諮問第11号） .....	3
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正について （諮問第12号） .....	4 3
（2）東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について （諮問第13号） .....	4 7
5. 閉 会 .....	5 8

## 開 会

○石黒代理 それでは、審議会を開催いたします。

3月1日付で松崎委員がご退任され、3月2日付で新たに全国地域婦人団体連絡協議会の事務局長でいらっしゃいます長田三紀委員が就任されました。

長田委員、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。

○長田委員 全地婦連の長田でございます。もうユーザー目線でしか参加ができないのですけれども、頑張って委員を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石黒代理 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

## 議決事項

○ 会長及び会長代理の選任について

○石黒代理 次に、吉田委員は、本年3月1日付で任期満了となり、通常国会において再任同意が承認されましたので、引き続き委員にご就任されました。現時点で会長が不在となっておりますので、まずは会長を互選により選任したいと思います。

それでは、会長の選任を行います。会長の選任については、電波法第99条の2の2第2項において、「委員の互選により選任する」と規定されております。私といたしましては、吉田委員に引き続き会長をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石黒代理 ありがとうございます。吉田委員はお引き受けいただけますか。

○吉田委員 承知いたしました。皆様のご了解が得られるようでしたら、僭越ですが、お受けさせていただきます。

○石黒代理 ありがとうございます。それでは、会長は引き続き吉田委員にお願いしたいと思います。

吉田会長、会長席にお移りください。

(吉田委員、会長席に移動)

○石黒代理 会長になられましたので、また改めて一言ご挨拶をお願いできればと思います。

○吉田会長 ただいま会長に再任いただき、大変恐縮しております。微力ではございますが、皆様のご協力をいただきながら、引き続き精いっぱい会長としての責務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石黒代理 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、会長が選任されましたので、ただいまから吉田会長に議事の進行をバトンタッチしたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉田会長 承知しました。

それでは、ここから議事の進行を務めさせていただきます。

まず会長代理の選任につきましては、電波法第99条の2の2第4項におきまして、「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない」と規定されております。私といたしましては、石黒委員に引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、会長代理は引き続き石黒委員

をお願いしたいと思います。

○石黒代理 はい、承知しました。

○吉田会長 それでは、諮問案件の審議に入ります。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○吉田会長 ただいま会長に再任いただきました吉田でございます。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、テレビ局が審議の冒頭、カメラ撮りをいたしますので、テレビ局に入室するよう、連絡をお願いいたします。また、カメラ撮りには少し時間を要しますので、議事の進行を一時中断いたします。委員の皆様は、カメラ撮りの間、着席のままお待ちください。

(カメラ撮り)

## 諮問事項（総合通信基盤局関係）

○ 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定について

(諮問第11号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

まず、諮問第11号、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定につきまして、金澤移動通信企画官からご説明をお願いいたします。なお、内容が多岐にわたりますので、幾つかのまとまりに分けてご説明いただければと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○金澤移動通信企画官 では、お手元のファイルが幾つかついております01

ー 1、資料①、第 4 世代移動通信システム開設計画の概要のパワーポイントをお開きいただければと思います。1 枚目は、諮問の背景等が書いてございますので、飛ばしていただきまして、右肩の番号で言いますと、パワーポイントの 2 ページというページからご説明を開始させていただきたいと思います。

今回、第 4 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に係る計画の認定に当たり、1.7 GHz 帯及び 3.4 GHz 帯の割り当て枠は、1.7 GHz 帯につきましては、全国バンドが 2 枠、それから東名阪以外のバンドが 1 枠、3.4 GHz 帯については 2 枠を用意して、申請者を募集したところでございます。

次のページをごらんください。申請の受付結果でございますが、前回 3 月 1 日の審議会でご報告いたしましたが、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイルネットワーク株式会社の 4 者から申請がございました。

その結果でございますが、第 1 希望でございますが、NTTドコモは 3.4 GHz 帯の上側の帯域 3,440 から 3,480 MHz、KDDI/沖縄セルラー電話につきましては 1.7 GHz 帯の下側の帯域 1,805 から 1,825 MHz、ソフトバンクにつきましては 3.4 GHz 帯の下側の帯域 3,400 から 3,440 MHz、楽天モバイルネットワークにつきましては 1.7 GHz 帯の上側の帯域、1,825 から 1,845 MHz を希望しております。したがって、希望の重複はございません。

また、1.7 GHz 帯の東名阪バンドにつきましては、申請がございませんでした。

このような結果、申請の第 1 希望の重複はないということになりますので、開設指針に基づきまして、絶対審査について評価をいたします。

4 ページをごらんください。開設指針の概要です。4 ページと 5 ページが、

絶対的に満たしていただかなければならない内容でございます。詳しくは別途審査結果のほうでご説明させていただきたいと思いますが、項目をごらんいただくと、1番目、1.として、特定基地局の範囲に関する事項、それから2番目、使用する周波数に関する事項、3番目、電波の能率的な利用を確保するための技術の導入をしているかどうかということについて、4番目、終了促進措置に関するさまざまな規定を満たしているかどうか、5番目、混信の防止など、認定開設者の義務を満たすかどうかということ。次のページをお願いいたします。5ページ目ですが、以上の項目に加えまして、以下①から⑩の項目の規定全てを満たしているかどうかについて審査をしたところでございます。

それでは、審査の結果についてご説明させていただきます。ファイルを変えていただきまして、01-2、説明資料②、審査結果詳細というファイルをごらんいただければと思います。ページ番号は、下にお示ししてある番号で呼ばせていただきたいと思います。まず1ページ目から順次、審査結果についてご説明させていただきます。

まず最初に表の見方でございますが、左側2つに3.4GHz帯を第1希望としている2社、NTTドコモ、ソフトバンク、右側2社、KDDI、楽天については、1.7GHz帯を第1希望としている2社ということで並べております。後ほど進めていただきますと、1.7GHz帯あるいは3.4GHz帯のみを評価する部分がございますが、そのときにはその都度該当部分の第1希望の部分をご説明いたしますので、そちらをごらんいただければということをお願いいたします。

1ページ目ですが、こちらは1.7GHz帯、3.4GHz帯それぞれ、無線設備規則に規定する技術基準1.7GHz帯につきましてはLTE-AdvancedのFDD方式、3.4GHz帯についてはTDD方式の技術基準を満たしているかどうかということでございますが、楽天モバイルは3.4GHz帯を申請してお

りませんが、いずれにしても各社とも無線設備規則に規定する技術基準に係る設備を特定基地局に使用するという事としていたるため、適当と認められます。

次のページ、2ページをお願いいたします。こちらは、周波数を割り当て可能なうち、希望する周波数及び区域を記載しているかどうかということでございます。それぞれ、左側3.4GHz帯を希望している2社、1.7GHz帯を第1希望としている2社、それぞれ順に希望バンドを書いております。使用区域はいずれも全国ということで、3ページ目をお願いいたします。必要な周波数のバンド、希望順と区域を記載しているということで、基準に適合ということになります。

4ページ目をお願いいたします。こちらは、1.7GHz帯全国バンドを使用する基地局の人口カバー率、運用開始等に関する記載がしてあるものでございます。1.7GHz帯全国バンドについては、8年後、平成38年3月31日までに80%以上、各総合通信局ごとに超えなければならないということを規定しております。右側の第1希望をごらんいただきますと、KDDI、楽天モバイルについては、95%、96%を記載しております。なお、左側のドコモ、ソフトバンクも80%は超えております。

1番の基地局の運用開始時期に戻っていただきますと、運用開始時期は平成31年の3月から7月ごろ、サービス開始は平成31年の3月から10月ごろをそれぞれ予定しているということで、いずれの申請者も平成37年度末までに管区ごとの80%というラインを超えているという計画でありますので、適当という判断にしております。

5ページをごらんください。こちらは3.4GHz帯の全国バンドの同じく人口カバー率に関するものでございます。5年後の100分の50、50%以上の最低基準を満たしているかというものでございます。運用開始時期はここに記載のとおりでございます。2番目の人口カバー率ですが、左側2社、3.4を

第1希望としている事業者、ドコモ、ソフトバンクについては、おおよそ60%ということでございます。なお、第2希望のKDDIは51%でございます。いずれの申請者も50%を超えているということで、適当という判断をしております。

6ページ目をごらんください。上側の段は1.7GHz帯全国バンド、下側の段は3.4GHz帯全国バンドそれぞれですが、いずれも電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関して記載があるかどうかということで、例えば256QAMの変調、あるいは新規事業者を除いて、キャリアアグリゲーション技術を導入する計画があるかどうかということでございます。1.7GHz帯、3.4GHz帯それぞれ、計画を持っているということでございます。新しい周波数帯を使って行う予定があるということでございますので、全て適合しているという判断をしております。

7ページ以降は、終了促進措置に関するさまざまな規定に関するものでございます。まず1.7GHz帯全国バンドに関するものでございます。7ページは、1.7GHz帯全国バンドを周波数割当計画に定める日、平成37年3月31日になりますが、防衛省の無線局をこの日前に終了するために、終了促進措置を実施しなければならないとの規定を指針に定めております。これを各社実施するかどうかということでございます。各社とも平成34年度末までにその移行を実施する予定であるということに記載しております。

なお、各社平成34年と並んでおりますのは、総務省の想定移行スケジュールとして、平成34年ということを示しているということ念頭に置いてこの数字を書いているものと考えられます。

8ページをごらんください。1.7GHz帯全国バンドに関して、ほかの認定開設者との合意等に関するものでございます。特に1.7GHz帯を第1希望としている右側、KDDI、楽天モバイルネットワークの記載をごらんいただけ

ればと思います。

2の最初の①でございますが、ほかの認定開設者——KDDIであれば楽天、楽天であればKDDIになりますが——と共同して終了促進措置を実施することとし、その実施方法などについて、認定日から3カ月以内にそのやり方を合意することを義務にしております。これについて、そのことを遵守するということを両社とも記載しております。

2の②ですが、合意の日から1カ月以内に、実施の概要を対象免許人、防衛省に知らせるという措置を開始するということです。これはその旨を行うと、電子メール、対面によって行うということを記載しておりますので、基準に合致しているということになります。

2の③ですけれども、合意の日から3カ月以内に、終了促進措置の具体的な実施手順を1.7GHz帯の対象免許人に対して通知することということになります。KDDI、楽天ともに、1カ月ないし3カ月以内に対面ないし電子メールや配達郵便により通知を完了するということが記載しておりますので、どちらも規定を満たしております。

9ページをごらんください。2の④になります。これは、終了促進措置を実際に行うことに関する一般則を書いているものでございます。1.7GHz帯対象免許人との間で、実際の実施時期、費用配分に関して、あるいは周波数の共用条件について協議を行いなさいということでございます。平成30年7月からKDDI、楽天とも行うということを書いております。この平成30年7月というのが両社そろっているのは、これも総務省が参入に当たっての開設指針を補足する申請マニュアルをつくってございまして、そこで平成30年度の上期が最初の移行のタイミングであるという一応の予定を示しておりますので、それに沿って平成30年7月というのを想定してこのような記載になっていると考えられます。

2の⑤になります。1.7GHz帯対象免許人、防衛省から協議の申し入れがあった場合には、遅滞なく協議を開始することということで、その旨遵守しますということが明記されております。

以上、いずれの申請者も、認定後6カ月、つまり認定日から3カ月で合意し、合意から3カ月で通知すると、合わせて6カ月ですが、6カ月以内に開設指針に定められた終了促進措置を開始するために必要な事項を行うということで、規定を満たしているということで適当と考えられます。

10ページをごらんください。これも右側2社を主にごらんいただければと思います。これらの事項は、禁止事項あるいは公表義務などについて、以下いろいろ記載しているものでございます。

3の①ですけれども、1.7GHz帯対象免許人に対して、あらかじめ、費用の負担協議、調整を、この指針が施行された日、つまり1月26日から認定を受ける日——現在以降ですけれども——に至って行ってはいけないということでございます。それは、そういうことはいたしませんということをきちんと宣言しております。

3の②ですが、申請者は、同じ期間ですけれども、ほかの全ての申請者に対して、終了促進措置に関する実施方法について協議、調整等を一切行わないことということで、そのようなことはいたしませんということを同じく宣言しております。

3の③ですが、こちらは、ほかの認定開設者——これはKDDIであれば楽天、楽天であればKDDIとなりますが——と先ほどの終了促進措置の仕方を合意したときは、その合意内容を公表することという規定でございます。この合意内容を公表することについて明記しておりますので、これも規定を満たしているということでございます。

3の④、これは、認定開設者は、1.7GHz帯対象免許人からの問い合わせ

に対応するための窓口を設置しなさいという指針の内容ですが、専用の窓口を、あるいは電子メール、電話による窓口等によりますが、こういうことを行うということを両社とも書いております。このため、基準を満たしているということになります。

11ページをごらんください。3の⑤になりますが、1.7GHz帯の認定開設者は、実施手順、具体的なやり方の通知を既存免許人にした場合には、同じくその内容を公表してくださいということで、これを公表しますということで明記しております。

それから、3の⑥、負担の公平性ということで、終了促進措置の負担が誰かに偏ってはいけないということで、そのようにいたしますと書いてあります。

以上、いずれの申請者も、指針に定められた終了促進措置の公平性・透明性の確保を図るための事項を遵守するということにしておりますので、規定を満たしていると考えられます。

12ページをごらんください。12ページは、今度は3.4GHz帯の全国バンドの終了促進措置に関する事項です。3.4GHz帯ですので、左側、NTTドコモ、ソフトバンク、3.4GHz帯を第1希望としているこの2社を主にござらんいただければと思います。

まず12ページは、STL、放送番組素材を伝送する固定局、2番のFPU、同じく移動局ですが、それぞれこれらを対象に終了促進措置を実施することということで、これを実施するということにしておりますので、適当と評価しております。

13ページをごらんください。13ページは、先ほどの1.7GHz帯と同じ終了促進措置に関する内容になりますので、個別の説明は省かせていただきますが、違うところをご説明いたしますと、2の③ですが、先ほど3カ月以内に実施手順を対象免許人に対して通知することとしておりましたが、今回は6カ

月以内となっております。これは、対象免許人の数が1.7GHz帯は防衛省1者、こちらの3.4GHz帯は放送事業者等、免許人が67と数が多いということで、3カ月の余裕を持って通知の期間を設けたということでございます。

それから、2の④が3.4GHz帯のみにある規定でございまして、免許人団体、民間放送連盟との間でも、調整、円滑な移行のための協議を行ってほしいという規定でございます。これもそれぞれ行うと記載しております。

以上、一部説明を省略させていただきましたが、14ページをごらんいただきまして、結論として、いずれの申請者も、認定後9カ月、つまり認定から合意まで3カ月、合意から措置まで6カ月になりますが、認定後9カ月以内に、開設指針に定められた終了促進措置を開始するための必要な事項を行うこととしているため適当という判断をいたしております。

それから、15ページですが、これは終了促進措置に関する3.4GHz帯に関する禁止事項あるいは公表義務等でございます。これらは1.7GHz帯で説明した内容とほぼ同内容ですので、恐縮ですが、説明は省略させていただきます。

16ページも同じです。

17ページまで飛んでいただきまして、混信の防止に関する事項がございます。混信の防止に関する事項は、3つの観点で規律をかけております。

まず1点目は、既設の無線局――衛星の地球局などとの混信を防止するために必要な措置をとることということで、各事業者ほぼ同じ内容ですけれども、干渉調整の窓口を置く、あるいはサイトエンジニアリング、例えば基地局の設置場所、空中線設置位置・方向・指向性を調整すること、フィルタを入れること、3.4GHz帯のバンドについてはセルを小さくするスモールセルを導入することといったことが書いてあります。

2点目の観点ですが、3.4GHz帯の全国バンドについては、送受信のタイ

ミングを合わせる必要があります。これはTDD方式によるもの、上り下りが同じ帯域で使われているということで、隣の既に割り当て済みの3.5GHz帯との調整、それから今回割り当てる3.4GHz帯同士での同期ということで調整を行うということで、GPS信号等を使って行うということ、それから上り下りの比率について1対3を想定しているといったことが書いてございます。

3点目の観点ですけれども、免許を持っているわけではございませんが、受信専用設備といまして、例えば海外の衛星通信をごらんになっている方に、言ってみれば不意打ちを与えないように、周知や窓口を置くことを求めているものでございます。この点については、ほかの認定開設者と協議して合意すること、窓口を置くといったことを記載しているものでございます。

以上のことから、既設無線局への混信防止を行う計画があること、あるいは3.4GHz帯の全国バンドの申請者、第1希望であるNTTドコモ、それからソフトバンクについては、地球局等への混信防止対策があること、そしてその根拠もあることということで、いずれも適当という判断をいたしました。

説明が長くなりましたが、一度ここで説明を切らせていただきます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。説明が長くなるということで、ここで一旦切らせていただきまして、ここまでのところで、委員の先生方のほうから何かご質問とかご意見等ございましたらお伺いさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○林委員 1点、よろしいでしょうか。

○吉田会長 では、林委員、お願いいたします。

○林委員 ご説明、ありがとうございました。総論的な意見でございますけれども、今詳細にお述べになりました絶対審査基準の各審査項目の中身ではなくて、むしろ今後の各申請者による開設計画の進捗状況に対する総務省の管理について意見がございます。

この点については、ご高承のように、認定開設者は四半期ごとに開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出するという事になっております。月次で報告がなされたり、概要公表がなされたりする場合もあると承知しておりますが、いずれにしましても開設計画の遅延につきましては、四半期報告を通じてその状況を管理するようになっており、そして開設計画が遵守されなかった場合、すなわち、特定基地局の開設の懈怠等が生じた場合の監督手段は最終的には認定の取消しまで至ると承知致しております。過去には、開設計画の遅延の事例もあったと承知しておりますが、総務省として、過去、四半期報告を公表する際に、遅延の事実に対して総務省が行政指導として改善を求めたり、その事実を公表したりと、こういったこともやっておられたと承知しております。しかるに、これらは所詮、進捗状況の公表あるいは行政指導にすぎないものでございますので、最終的には法的にとり得る措置としては、特定基地局の開設が懈怠されたという場合は、これは法律上の要件としては、正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を開設していないとか、不正な手段により開設計画の認定を受け、又は指定の変更を行ったとか、あるいは認定開設者が免許人の欠格事由に該当したとき、ですが、監督手段としては、いずれにせよ開設計画の認定の取消しのみだということでございます。ただ、認定の取消しというのは最後の手段でございますので、そもそもこういうことは決してあってはならないということでございますし、そもそも是正手段として、開設計画や免許の取消しを行った上での周波数の再割当てや再配分するというのは、時間もかかり費用負担も大きく、これは実際のところ制度としてたいへん使いにくいものでございます。そこで、ここからは意見なのですけれども、総務省におかれまして、まずは四半期ごとの開設計画の進捗管理をしっかりと行っていただくことによって、先ほどご説明になった各社の開設計画の進捗に遅延等がいやしくも生じないように、電波法1条の趣旨に則って、総務省として万全の措置を継続的に

講じていただきたいと存じます。各社の開設計画の着実な履行というという意味では、むしろこれからが勝負ですので、この点についてまず最初に総論的な意見を申し述べました。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまの林委員の意見は、非常に重要な点だと思いますので、総務省さんには私からも是非そのようにお願いできればと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、私のほうから、ちょっと細かい点ですけれども、先ほど資料の4ページとか5ページでございました特定基地局の配置及び開設時期に関するご説明についてちょっとお伺いさせていただきます。例えば4ページですと、1.7GHz帯の全国バンドの開設数とか人口カバー率が書かれていまして、4社の比較表を見てみますと、ドコモとかソフトバンクの特定基地局開設数が、KDDI／沖縄セルラー電話、楽天モバイルに比べるとかなり少なくなっています。これは、ドコモとかソフトバンクは既に1.7GHz帯でサービスを展開されており、その既存基地局をかなりの部分は流用できるので、追加で新設される基地局数だけが挙がっているため少ないという理解でよろしいのでしょうかというのが1点目です。

それから2点目は、開設数と人口カバー率がかなり細かく書かれているわけですけれども、人口カバー率の算出根拠についてお尋ねします。各社さん、算出に当たって、かなり具体的に、これは信用に足る数値ですよということを示す、計算する根拠となったデータのようなものは全部申請書類の中に記載されているのでしょうか。たしか前に伺ったところによりますと、この人口カバー率というのは、500メートル四方のメッシュに区切って、そのエリアで半分以上の面積がカバーされていたら、その500メートル四方はカバーされて

いるとみなして、全国で隈なく調べられた結果と伺ったのですけれども、かなり大変な作業かなと思ひまして、このあたりの根拠がちゃんと示されていたのかどうか教えていただければと思ひます。

○金澤移動通信企画官　まず1点目のご質問でございますけれども、数の関係ですが、まずKDDI、楽天につきましては、まず1.7GHz帯について申し上げますと、第1希望で上げてきているということで、数も多いですし、カバー率も非常に高いものとなっております。特に80%ぐらいまでの人口カバー率からカバー率を上げると、急激に基地局数が必要になってくるというのが実態でございます。そういうことが一つございます。

あと、カバー率と基地局数の関係で申し上げますと、先生もちょっと触れられましたとおり、持っているものについて重疊的に基地局を打つかどうかということも大いに関係してまいりますので、一概にカバー率と開設局数が一対一にリンクするというわけではございません。

それから、2点目でございますが、カバー率の考え方ですが、これも会長がおっしゃったとおり、500メートルメッシュを日本全国で切りまして、その2分の1以上をそれぞれ面積でカバーしたものは、全てそれをカバーしたものとみなすということでございます。都心部、平野部であればほぼ影響はありませんが、地方部へ行きますとでこぼこがございますので、そのあたり、2分の1でそのメッシュをカバーしているとみなしているという基本的な考え方によるものというものでございます。

それで、根拠でございますが、厳密に各社全く同じソフトウェアに基づいて根拠が示されているかということ、そうではございません。そういうこともございまして、このカバー率の比較においては、例えば0.1%刻みで評価するのではなくて、これで言いますと、5%刻みで評価を行っております。5%刻みで割って、それで切り上げということになりますので、例えばKDDI、楽天モ

バイルで言いますと、ちょっと差があるように見えますが、これは両方とも切り上げで100%みなしということになります。最後の点はちょっとお答えになっているのかわかりませんが、そのようなことでございます。

○吉田会長 そういたしますと、開設基地局を想定した上で、伝搬予測のソフトウェアを利用して、そのエリアがカバーされているかどうかを推定するというのを、全国一円で調べられた上で出てきているわけですか。

○金澤移動通信企画官 ソフトウェアに加えまして、幾つかの端末を使いまして、サンプル的に、このサンプルで実際に通信することができるということのサンプルを補強材料としてデータを出すという考え方によるものです。

また、私どもが開設指針において、国勢調査をもとにしまして、このメッシュにはこういう人口がおりますという形で数字を示しております。その人口に基づいて各社が数字を出しておりますので、その数字が恣意的に、あるいは任意に動くというわけではございません。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかに委員の先生方からご意見はございますでしょうか。

では、とりあえず次のご説明に進んでいただきまして、また何かございましたら、最後にまとめてお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○金澤移動通信企画官 続きますと、19ページをごらんください。19ページ、絶対基準の中で、設置場所の確保、無線設備の調達、整備に係る工事業者の協力体制、これらについての内容を審査したものでございます。

既存事業者につきましては、最初の設置場所の確保については、原則、既設の基地局サイトを使ってそこへ併設する、その上で必要に応じて、併設を容易にするため、基地局設備を小型化する、省スペース化するなど、工夫をしていくということ、これは共通してございます。

新規の楽天モバイルネットワークについては、原則、自社で基地局を新設し、その際、既存事業者や電力会社の鉄塔等の既存設備の利用も想定している。具体的には、ビルの屋上、これは都市部ですが、約5,000局については、既存事業者の設置場所を第1候補とするということでございます。それから、郊外部も含めてですが、コンクリート柱約2万局については、駐車場、道路脇の用地、コンビニエンスストア等の敷地内等について設置場所を確保する予定である。それから、地方部の鉄塔については、電力会社の鉄塔等の既存設備を一部借用するという事で、楽天のリストには1,700の具体的な候補が添付されてございました。

2点目の無線設備の調達に関するものでございますが、既存3社につきましては、納入実績があるベンダから調達を予定しているという記載でございます。楽天につきましては、同じく大手のベンダから調達をするという予定が書いてございます。

20ページをごらんください。工事業者との協力体制でございます。既存事業者につきましては、これまでどおり、既設の基地局の整備に係る工事協力会社を活用し、引き続きこの協力を進めて工事を行っていくということで同じでございます。それから楽天につきましては、使う工事業者は既存の携帯事業者と同じような事業者名が記載されておりました。これは、全国に展開するような工事業者もございませうし、地域で展開するような事業者もございませうが、そういった工事業者と協力の協議を開始しているということでございます。

以上、いずれの申請者も、設置場所の確保、無線設備の調達あるいは業者との協力体制の確保について計画を有している、あるいはその根拠も一定程度ございますので、適当という判断をしております。

21ページをごらんください。今度は3点でございます。1つ目が、技術検討・実験・標準化に関する実績または計画に関する事、それから電気通信設備の

調達・工事に関する事項、それから運用及び保守・管理のために必要な技術要員の確保に関する計画に関する事項でございます。

1点目の技術検討・実験・標準化に関するものでございますが、既存3事業者は、LTE-Advancedの実用化に関するさまざまな技術検討や実証実験を既に実施している、標準化団体における標準化活動の実績を有し、それを引き続き行っていく予定であるということで、ほぼ同じ記載でございました。楽天につきましては、1.7GHz帯の電波伝搬特性に関する技術検証を既に実施しているということでございます。その上で、今後、無線設備のソフトウェアやハードウェアの検証試験やフィールドトライアルを実施予定であるということ、それからARIBあるいは3GPPといった標準化団体における標準化活動を今後行う予定という記載でございます。

2点目の電気通信設備の調達・工事ですが、まず端末設備です。1.7GHz帯については、各社とも既に既存端末で対応しているということ、それから3.5GHz帯については、既に流通している3.5GHz帯のバンドで対応済みであるということでございます。楽天については、端末自体をみずから販売する計画ということではございませんが、調達に向けて協議を開始しているという記載がございました。

伝送路・交換設備の関係では、既存3社は、現行サービスのネットワークを活用し、必要に応じて設備を増強するということは、いずれも同じ内容でございます。楽天については、中継回線、エントランス回線について、固定系の通信事業者、NTT東西などから借用協議を開始しているという内容の記載がございました。

22ページをごらんください。電気通信設備の運用・保守に関するものでございます。既存の3事業者については、人数による差はございますけれども、現行サービスの運用・保守に従事する技術要員によって対応するという記載で

ございます。楽天については、平成37年度までに自社及び委託によって、オペレーションセンターの要員、保守要員を順次拡大し、配置していく予定というところでございます。また、24時間体制での運用・監視を実施する予定というところについても記載してございます。

以上、いずれの申請も、技術的な検討、実験、標準化の実績あるいは予定があり、かつ電気通信設備の調達・工事、運用・保守に関する計画があること、またその理由も添付されていたということで、適当と考えております。

23ページをごらんください。技術要員の続きでございますが、無線従事者・電気通信主任技術者の選任・配置に関する計画根拠でございます。無線従事者ですが、既存事業者は、これも人数による差はございますが、現行サービスに従事する選任者によって運用を行っていくということでございます。楽天については、サービス開始時に95名以上を主に外部委託によって確保すること、平成40年度末に210名までこれを増やしていくということが記載されております。その中で中途採用者への教育を実施していくということが記載されておりました。

電気通信主任技術者も、既存事業者は、人数による差は多少ありますが、現行サービスに従事する選任者から選んで、特定基地局等を運用していくということでございます。楽天については、サービス開始時に27名以上をまずは外部委託によって確保するというところ、平成40年度末に53名までこれを増員するという計画でございます。

以上、いずれの申請においても、無線従事者または電気通信主任技術者の配置に関する計画を有しているということ、またその根拠もあるということで、適当と考えております。

24ページをごらんください。今度は、電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関するものでございます。まず、既存事業者で共通的なもの

を申し上げますと、伝送路の多ルート化・冗長化に関することが書いてございます。また、車載型基地局、それから移動電源車を配備すること。それから都道府県庁、役場等の重要拠点における基地局のバッテリーの24時間化に関すること。それから、特徴的なこととして、各社について申し上げますと、ドコモについて、大ゾーン基地局の設置、ソフトバンクについては、気球の無線中継システムの配備、KDDI／沖縄セルラーについては、船上基地局のような記載がございました。楽天については、エントランス回線あるいは地域間網について、2から4ルート化という記載で冗長化を図るという内容の申請がされてございます。車載型基地局あるいは可搬型基地局についても、既存の事業者と同じレベルになるように配備を予定しているという記載がございます。バッテリーの24時間化も今後進めていくという予定でございます。

以上、いずれの申請も、安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有しているということで、その根拠も示されているということから、適切と考えております。

25ページをごらんください。こちらは、10年間で営業利益が一度でも生じる年を生じさせることという規定でございます。左側、3.4GHz帯を第1希望としているドコモ、ソフトバンクについては、3.4GHz帯は、設備投資は865億円、858億円となっております。右側1.7GHz帯を第1希望としているKDDIや楽天については、それぞれ2,479億円、5,263億円の設備投資額を書いております。

資金調達は、既存3事業者は、毎年の事業収支によって賄えるということでございます。楽天についてですが、親会社からの出資2,000億円、それから銀行等からの借り入れ4,300億円による調達を予定しているということで、それに関する関心表明書が添付されております。

損益ですが、既存3事業者ですが、これは特定のバンドだけを分離して損益

を出すことはできませんので、ほかのバンドとの共通ですけれども、いずれも初年度から黒字化ということになります。楽天については、1つのバンドですので、そのバンドについてということになりますが、今度割り当てるといふことになれば、平成35年度が損益が変わる点ということで、平成35年度から単年度営業黒字が達成できるという計画になっております。そのカーブをつくるに当たって、平成40年度末に1,000万契約を見込んでいるという前提でございます。

以上、いずれの申請者も、資金の確保に関する計画があること、その証拠の書類が添付されていること、営業損益について、いずれの年度ないし平成35年度以降において利益を生じる計画になっているということから、適切と考えております。

26ページをごらんください。コンプライアンス、個人情報保護、利用者利益の保護に関する規定でございます。

コンプライアンスについて、既存3社は、ほぼ同じですが、グループの行動指針、社内規程が策定され、社内体制も整備されていること、それから社内への法令遵守に関する教育、研修等を行っていること、社内外に相談及び通報窓口があるといったことが書いてございます。楽天については、グループの行動指針、社内規程を策定済みであること、それから楽天モバイルネットワーク個別の社内体制を同じように整備予定であるということでございます。それから、個別の法令遵守に関する教育については今後実施予定であるということ、またコンプライアンスの相談窓口・公益通報窓口も設置予定であるということ等が書いてございました。

個人情報保護に関することでございますが、個人情報保護ガイドラインに基づく社内規程があること、それからセキュリティの専門部署が社内にあること、これは既存3社共通でございます。楽天についても、この点については同様の

記載がございました。

利用者保護についてでございます。特に広告表示についてご紹介いたしますと、サービスエリアをサービスや端末OSごとに提供する広告表示をしているというのがドコモでございます。広告表示について、法務部門等のチェックや外部機関への照会をしているというのがソフトバンクの記載でございます。KDDIについては、広告表示について、審査部門において通信速度等のサービススペックを二重チェックしているということ。それから楽天については、広告表示について、社内の第三者機関で広告表示の承認を得るプロセスを構築予定であることというような計画がそれぞれ書いてあります。

以上、27ページをごらんいただきますと、コンプライアンス、個人情報保護、利用者利益の保護のための社内の体制が整備済みであること、あるいはその計画があることということで、その根拠も添付されているということで、適当という判断をいたしました。

28ページをごらんください。終了促進措置の負担に関する規定でございます。こちらは、1.7GHz帯全国バンドを希望する事業者については下限額である1,950億円、3.4GHz帯については110億円を負担できることということでございます。左側2つ、3.4GHz帯を第1希望とした2社については上限の620億円を負担可能として書いております。1.7GHz帯を第1希望としているKDDI、楽天については、これも上限である2,110億円を負担可能としております。

以上でございますので、下限額を確実に確保できる方向を示しているということで、適当という判断でございます。

下のMVNOの利用促進の計画があることということですが、既存事業者3社については、MVNOへの役務提供を既に実施済みであるということ。楽天については、平成32年4月から、仮に認定を受けられれば、その提供を予定

しているということでございます。

このほか、H S S という深い形での連結の方法をドコモについては平成 2 9 年度中に提供予定、ソフトバンクは要望があれば協議するというところでございます。K D D I は、卸については平成 3 2 年度、接続については平成 3 4 年度と、それぞれ提供予定。楽天については、平成 3 2 年度と、それぞれ時期を明示してございます。

以上から、MVNO の実績またはその計画があるということで、適当という判断をしております。

2 9 ページをごらんください。上側の 9 番目は、多様な料金プランの計画がある、あるいはその根拠があるということでございます。既存 3 事業者は、現在提供しているプランをベースに、必要に応じて、今後の 1 人当たりのトラフィックの伸びを考慮して、そのプランを提供するという内容でございました。楽天モバイルネットワークについては、現在の MVNO で提供中の料金プランを基本的には考えているということで、その上で今後、大容量、法人専用プランを検討していくということの記載がございました。

以上で、いずれの申請も、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設計に関する計画を有しているということで、適当であるという判断をいたしました。

1 0 番目ですが、こちらは申請者要件です。まず、グループ、親子・兄弟会社から 2 以上の申請を行っていないことということが 1 点目、それから既存事業者に事業譲渡しないことの誓約でございます。2 9 ページの左側に 1、2、3、4 と書いてあるのが、そのグループ会社から 2 以上の申請をしないことについての種々の記載でございますが、それはしていないということで記載しております。

それから、3 0 ページの左側、5 のところですが、第 5 章第 1 0 項を遵守することを示していることということで、これが先ほど申しました既存事業者へ

事業譲渡等をしないこと。これは、そういたしますという一筆が入っております。

いずれの申請者も、要件を満たしていることとなります。

31ページをごらんください。一番上でございますが、以上のことから、開設計画が、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等、実績ないし根拠が示されており、確実に実施される見込みがあるため適当と考えております。

また、その下ですが、各社とも、周波数の使用の希望があり、混信防止等の計画が明示されているということで、早期割り当てが可能と認められるということでもあります。

最後、電気通信事業法の登録要件をかけておりまして、既存3社は登録を既にとっており、楽天については、今後登録の予定でございますが、必要な登録要件の書類が整っておりますので、登録を受ける見込みが十分であると判断しております。

以上、審査してまいりましたが、いずれの申請も絶対条件の各項目に適合していると判断いたしました。

32ページをごらんください。絶対基準を満たした上で、冒頭申し上げましたが、各社の第1順位に重複がございませんでしたので、NTTドコモに3,440から3,480MHz、ソフトバンクに3,400から3,440MHz、それからKDDI／沖縄セルラーに1,805から1,825MHz、楽天モバイルネットワークに1,825から1,845MHzの周波数を指定して、それぞれ認定するという考えでおります。

ただ、その上で、認定に当たって、開設指針の趣旨を踏まえ、次の条件を付したいと考えております。

まず、全事業者に共通でございますが、1点目、第4世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。

2 点目、停電やふくそうに対する対策や通信障害の発生防止をはじめ、電気通信設備に関する安全・信頼性の向上に努めること。

3 点目、周波数の割り当てを受けていない者に対する、電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。これはMVNOに関するものでございます。

4 番目、携帯電話の利用ニーズに対応した多様で使いやすい料金設定を行うよう努めること。

5 番目、終了促進措置の実施に関して、対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。

6 番目、携帯電話が国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、携帯電話不感地域における基地局の着実な開設を進めること。

その上で、以下、楽天モバイルネットワークのみに4項目を要件として付したいと考えております。

7 ですが、ほかの既存事業者のネットワークを利用する場合においても、携帯電話事業者はみずからネットワークを構築して事業展開を図るという原則に留意すること。

8 ですが、特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に一層努めること。

9、特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員を確実に確保、配置すること。

10、競争に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性に留意すること。

以上の条件を付したいと考えております。

またここで一度説明を切らせていただきたいと思います。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

では、ただいままでご説明いただいたところにつきまして、委員の先生方からご意見、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、櫻田委員、お願いします。

○櫻田委員 ご丁寧な説明、ありがとうございました。私は技術的などころについては不案内であり、やや一般論的になりますが、ご意見を申し上げたいと思っています。

まず、開設計画の認定について、条件を付しつつもそれぞれの開設計画を認定することについては適切と思います。ただ、全体を通じて言えることですが、審査基準が、工事体制や技術要員の確保計画の有無であったり、あるいは黒字化する収支計画の有無であったりと、将来に向けた計画に対する審査となっています。過去の実績での評価・審査であれば定量的な評価が可能ですが、計画の評価・審査であれば、その計画がどれくらい確からしいかという判断が必要になります。定量・定性を含めて審査し、判断されたのはよくわかります。そうはいつても、このような不安定な時代ですから、なんらかの齟齬の発生や計画の頓挫に対して、極力早めに把握したいわけですから、モニタリングはどうしても必要です。すなわち、今回それぞれの事業者から提出された計画の進捗についてのモニタリング方法について、ご意見をいただきたいと思います。適切なモニタリングがあれば、取り返しがつかない状況に陥る前に適切な対処を行うことができると考えます。

それからもう一つ、認定において付する条件について非常に関心があります。条件のうち、全事業者・申請者に適用するものと、新規申請を出している楽天にのみ適用するものがありますが、7～10についてはあえて新規申請者ということで、より慎重な条件をつけられたということも、私は適切だと思っています。

ます。ただ、これも努力義務が多く規定されており、姿勢としては伝わると思いますが、受け手が、幅広く解釈してしまっていて、結果として総務省の意図がうまく伝わらないということになりかねない。したがって、もしある一定の基準を満たさなかった場合には、厳しい指導を与えるというような何か目安をつくることができないかと思っています。つまり、MNOとしての責任の重さについて正しくご理解いただく工夫ができないかと考えています。私からはこの2点です。

○金澤移動通信企画官 ありがとうございます。まず今回は、過去に比べまして、非常に多くの条件をつけてございます。特に楽天については4項目と追加の項目をつけておりますが、これらの項目は、総務省として、四半期報告といたしますか、3カ月ごとに認定後フォローアップをすべき観点において重点的に見たいと思っている内容でございます。制度設計上、開設指針においては、その報告の概要及びそれに対して総務省がとった措置について、世の中に公表するというようにしておりますので、世の中に対して我々も説明責任を負っているということでございます。ですので、まずはその四半期報告においてきちんと我々自身も説明できるような対応をしたいと思っております。それで、実際に正当な理由、例えば自然災害とか、そういった場合は別といたしまして、正当な理由なく計画に従っていないということであれば、行政指導等でその是正を果たしていきたいとは考えております。

それから、ご指摘のとおり、実績をきちんと評価するという事は、非常に重要な観点だと考えております。その点で、この審議会でも一度報告させていただいたのですが、先般平成34年9月30日に、携帯電話の免許の終期、終わりを統一するような仕組みをつくりました。これによって事業者ごと、周波数帯ごとにこの活用状況が横串で評価できるような仕組みになっております。ですので、認定したら終わりではなくて、その後再免許するときにもう一

度チェックするというのを、その四半期報告とは別にチェックしているという制度をつくっております。その平成34年の評価とリンクする形で、毎年、細かい、例えばトラフィックあるいは技術をどのように導入しているのか、トラフィックがどうなっているのかというのをまさに今調査をかけようと準備をしている最中のございまして、遅くとも平成34年にはその成果を出せるようにしたいとは思っております。

○櫻田委員 わかりました。私は、必ずしも、過去の実績だけを、今後の新しい認定についての判断基準にしましよと申し上げているわけではありません。既存事業者に対する審査の場合であれば、既存の指定済周波数の活用状況や人口カバー率・不感地帯解消数などの実績を比較して審査するという考え方もあるかとは思いますが。一方、今回のように、今までMNOではなかった事業者の申請も含んだ審査については、過去の実績というのは必ずしもイコールフッティングをとれません。そのときにどのように比較するかという課題は残ることは理解しています。

それから、前段の話についてはよくわかりますが、説明が容易なモニタリングでは効果的でないと思います。つまり、公に示すということは大変すばらしい観点で、私は大賛成ですが、簡単にパスするような形式的なモニタリングでは適切ではないと思います。モニタリング方法は技術的なことも含めて専門家にお任せしますが、これは厳しいと思われるくらいの効果がある方法・基準を策定し適切にモニタリングしないと、実効性を確保できないと思います。

○吉田会長 櫻田委員の最初のご指摘は、先ほどの林委員のご意見と非常に重なる部分があったかと……。

○林委員 関連して一つ、よろしいですか。

○吉田会長 では、お願いします。

○林委員 先ほどの櫻田委員のご意見に私も全面的に賛同するわけですけど

も、条件の話は、これは電波法制上、開設計画の認定というのは、認定するか、しないかのいわばゼロ、イチの話でございますので、そのような開設計画の認定という行政行為に対して法律上附款と申しますか、条件をつけられるのかどうか、そして条件を付けたとしてその法的な意味がどういうものかについては、行政法学上いろいろ議論があると承知致しております。いずれにしましても、現行では開設計画の懈怠に対する是正手段というのが、先ほどご説明のあった四半期ごとの開設計画の進捗管理と行政指導を前提に、最終的には、さきほど申しましたように、開設計画や免許の取消しを行った上での周波数の再割り当てあるいは再配分のみでございますので、これらは実際のところ、時間もかかるし、あるいは費用負担も大きいということで、決して使いやすい制度ではないと思います。

ここからはちょっと立法論になってしまうのですが、認定開設者に対して、勧告→公表→改善命令等の様々な強弱を組み合わせた多様な行政手段等により、必要とされる場合には重層的な対応が、今後総務省において検討されるべきではあるまいか、というのが、私の従前からの持論でございます。

あと一つだけよろしいでしょうか。さきほどの議論とは別の話でございますが、ついでにということで。

○吉田会長 では、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。先ほどのとは少し次元の違う個別の話なのですが、すみません、忘れてしまうとあれなのでついでに質問させていただきます。資料29ページの、申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画を持っていることが審査項目として挙げられてございますけれども、この審査項目について、具体的には楽天についてなのですが、「現在のMVNOで提供中の料金プランで提供予定」とのことなのですが、これは言ってみれば、いまの料金プラン

と変わらないということですので、楽天が参入したときに個々のユーザーにとって料金面での恩恵があまり実感できないのではないかと、やや危惧するところでございます。今後、大容量プランは新たに検討されるということではございますけれども、実際、楽天が参入することによって個々のユーザーにどういった料金面での恩恵が実感できるのか、というところがやや見えにくいように感じましたので、そこについて、どのような審査がなされたのか、お聞きしたいと思います。

○吉田会長 では、お願いします。

○金澤移動通信企画官 まず1点目は、ご意見ということでございましたが、前々から林先生に宿題としていただいている点でございます。我々もその課題は十分認識しております。引き続きその点はしっかり勉強して、何とかいい方向が出せればとは思っております。

それから、2点目でございますが、これは審査項目としては、利用者のニーズに応じて使いやすいプランであるということが審査項目でありまして、安いということ自体が審査項目になっているわけではございません。ここで書いてありますのは、楽天は、今MVNOで提供しているという具体的なプランがありますので、それをメインのプランとしてシミュレーションして事業計画を立てて、先ほどの収支計画を考えている、このような事業計画が出されておりますので、そういう立論がきちんとなされているかということをチェックしております。料金の高い低いそのもののチェックというわけではございません。

○林委員 では、料金面での競争は、楽天参入後の市場競争の推移を見守りながら総務省として今後、適宜、判断していくと、こういうことですね。承知しました。いずれにしても、参入それ自体が目的なのではなくて、参入した後に、日本の携帯電話市場において料金・サービス競争と設備競争がどの程度進展し、個々の需要者にその恩恵が具体的にどのように均霑していくかが重要ですので、

そこはしっかり総務省としてこれからもウォッチしていただきたいと存じます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○石黒代理 質問が5つぐらいあるのですが、まとめて申し上げていいですか。

○金澤移動通信企画官 はい。

○石黒代理 では、まず19ページの設置場所の確保ですが、質問は全部、楽天関係です。この設置場所の確保について、一番上の、「ビルの屋上については、既存事業者の設置場所を第1候補としつつ」と書いてあるのですけれども、これは、既存事業者が既に設置している場所に割り込むというか、同じところを使うというアイデアだと思うのですが、これは現実的には、簡単にできるのか、物理的にそんなに簡単に可能なかどうかということをお教えいただきたいのが1点目です。

それから、22ページ、細かいのですが、電気通信設備の運用・保守の項目で、楽天についてはオペレーションセンターの要員が150人で、ほかの事業者は、NTTが400、それからソフトバンクが416、KDDIは608ということで、かなり人数が違います。既存事業者は、この事業だけではなくて、ほかのサービスも含めてのオペレーターの数なのではないかというのが2つ目の質問です。要するに、全然数が違うのに、これでよしとした理由は何かというのを知りたいのが、2つ目のポイントです。

3つ目が、25ページの事業計画の損益の部分ですが、楽天を見ると、「平成35年度以降のいずれの年度においても、当期損益は黒字」という書き方がしてあるということは、多分、毎年の事業計画が総務省に提出されて、それを見てこのようにまとめられているのだと理解したのですが、この事業計画の妥当性の検証というのは総務省ではどの程度されるのか。勝手に言ってきたものをそのまま前提にするのか。それとも、あまりにも甘い計画であれば、何か修正を求めるとか、そういうことをされたのかどうかというのが、3つ目です。今

の損益に関連して、既存事業者は3つとも、「平成40年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字」と出ているのですが、ここで言っている当期損益というのは、この事業の当期損益のことなのか、それとも、それぞれ電気通信事業をやっているから、その全体の損益のことなのかについても教えてください。

4つ目が26ページ、次のページの利用者利益の保護の箇所なのですが、楽天のところの3つ目の「・」を見ると、「広告表示について、社内の中立的第三者機関で利用者への影響が」云々と書いてありますが、「社内の中立的第三者機関」というのは私にはとても違和感がありまして、これは具体的には何のことを指しているのか、どういう説明があったかを教えてください。第三者機関というのは普通社内にはいないので、社内のリソースを使った比較的、例えば社外取締役を使うとか、そういうことなのか、言葉の意味内容を確認したいのが4つ目です。

最後が、今までの議論に出てきた32ページの免許に対する条件の点ですが、特に楽天に付与されている条件について、中身自体は適当だと思います。ある程度抽象的には書いてありますが、読めば何をすればいいかというのがわかるような条件になっていると私は評価しています。そうすると、楽天はここに書いてあるようなことにつき努力しなければいけないのですが、正当な理由なく、これが達成できなかった場合は、最悪の場合はどうなるのでしょうかというのが質問です。例えば取り消しという最後の手段がこの条件を満たさなかったことによって確保されているのであれば、実効性があるかなと思うのですが、そういったことにならないのであれば、これを真面目に守ろうとするインセンティブがあまり働かないのではないかと思いますので、この条件を守らなかった場合の最悪の帰結を教えてください。

たくさんありましたが、以上です。

○金澤移動通信企画官 では、順次、お答え申し上げます。

まず19ページ、設置場所の関係でございます。ビルの屋上の関係でございます。ビルの屋上につきましては、確かに簡単に置けるものではございません。ただ、楽天がどのようなことを記載し、やろうとしているかということでございますが、既存事業者に置いているところが最も基地局の配置として効率的であろうという考え方のもと、まずはそこをノックしたと、そこを当たってみたということございまして、実際に検証した場所が渋谷、新宿、池袋という、この3カ所で行ってみたということの記載がございました。この3地域においてサンプル的に行ったところ、ここに書いてある27%が設置可能であるということを一応楽天としては判断していると示されております。その3カ所でのサンプリングに当たっては、実際のビルのオーナーさんに、どのぐらいの設備が置かれますよといった写真を見せて交渉に当たっているという、そのやり方についても示されておりました。ですので、簡単かということ、簡単ではございませんけれども、一定の根拠を持って調整を進めているということがわかるという計画になっております。

○石黒代理 わかりました。

○金澤移動通信企画官 2点目でございますが、オペレーションセンターの人員の数でございますが、数は違いますけれども、そもそも各社の持っている周波数及び基地局の数が大きく違います。このため、今後全国に置かれている基地局ネットワークを調整するため、確かに楽天の示した数が十分かという判断はあろうかと思いますが、周波数が一つであるという状況からすると、不可能と言い切るだけの判断はいたしておりませんというのが2点目でございます。

○石黒代理 最低限は満たしているという評価ですね。

○金澤移動通信企画官 そういう判断でございます。

それから、事業計画に関する妥当性の検証については、非常に難しいご質問

でございます。将来の計画がどうなるか。これは、実際の契約数あるいは実際のご利用者の想定する料金の状況によって異なりますので、その内容を役所の側、総務省の側で正確に検証することは難しいですけれども、我々といいたしましても、楽天の出している計画が資金的に十分成り立ち得るものかどうかというのは、同様のシミュレーション、つまり平成35年度黒字化できるかどうかというのをMNO部分だけを取り出して検証いたしました。楽天から出されたもともとの数字はMNO・MVNO一体のものでございましたので、その部分は切り出して検証したという過程がございます。その上で、この1,000万契約ないし将来の黒字化を含めて、どのように今後進んでいくのかを見通すことは非常に難しいこともあり、今回条件を、しっかりできるかどうか、重点的にフォローアップしたいという事後検証を行うつもりでおります。

それから、同じページです。25ページで、損益の既存事業者の件ですが、これは移動通信業務に関する各事業者の損益ということになります。

○石黒代理 だから、同じものを比べているわけではないのですよね。

○金澤移動通信企画官 そうですね。持っている周波数全体ということになりますので、そういう意味で言いますと、切り出すことが可能であるという範囲では、今回で言うと、3.4GHz帯だけを切り出した収支というのが、計算上、例えばドコモについてはできません。例えば3.4GHz帯を使ってこの携帯の端末でどれだけの料金が取れますかというのは切り出すことは不可能なものですから、そういう計算はできませんということで、こういう形での損益での表示の仕方ということになっております。

○石黒代理 既存事業者なので、仕方がないという部分と、既存事業者なので、そんなに赤字を出すこともきつとなかろうということですよ。

○金澤移動通信企画官 なかろうというか、計算できる範囲で損益を出していただいているということになります。

それから、済みません、「社内の第三者」はちょっと今確認させていただいて  
いまして、最後の32ページの条件のお話を先にさせていただきますと、条件  
については、我々はこのように考えております。今回認定した事業者は、いず  
れも最低条件、絶対条件を満たしております。しかしながら、なお一層努力す  
べき点がある。特に楽天については、新規事業者でございますので、そういう  
点があるということで、条件を付したものでございます。このため、全体条件  
そのものについては、努力義務の性格が強いのですけれども、例えば楽天の技  
術要員がほとんど配置されないとか、こういうことになれば、定量的に記載さ  
れているものがその典型ですけれども、それ自体、取り消し事由になり得ると  
いうことになります。その意味では、条件の中には、努力義務にとどまらない、  
取り消し事由の確認的要素というのを含んでおり、構造といたしましては、条  
件から開設計画に戻りまして、それで取り消し事由に該当しうる構造になって  
いるということかと思えます。

○石黒代理 なので、この条件の語尾は微妙に書きかえてあるのですね。「努め  
ること」というものと、何々しろという、「配置すること」というのと、ちょっ  
と2種類、温度差があるのですね。ということですね。わかりました。

○金澤移動通信企画官 最後、「第三者」という点でございますが、これは、営  
業している部署だけではなくて、関係部門が集まった組織体を新たにつくると  
いう意味で「第三者」と書いているということで、計画の記載を書いております。  
おっしゃるとおり、社内の中の第三者という意味では、若干厳密な意味で  
の第三者性を欠いている点はあるかと思えます。

○石黒代理 なるほど。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○石黒代理 はい、理解しました。それがいいかどうかは別としてですね。は  
い。

○吉田会長 では、長田委員、お願いします。

○長田委員 まず1つ目は、今の広告のところなのですけれども、既存キャリア3社も含めて、いろいろチェックをしていますみたいに書いてありますが、実は電気通信サービス向上推進協議会というのを通信事業者4団体でつくっていて、そこで広告のチェックをしています。それは、テレビコマーシャルと、それから新聞の全面広告を出した場合だけに限っているのですけれども、それでも必ず「ここはおかしいのではありませんか」と申し上げなければいけないことがたびたびあります。というのが現状なので、何か言われるたびに多分努力はしておられるのかもしれないけれども、広告に関しては、また別のご担当になりますけれども、今後もきちんと見ていかなければいけませんし、あと、今、公正取引委員会が4年縛りのところもまた注視しているというような報道も出ていますし、さまざまところで、まだまだ携帯電話通信事業者の皆さんのところで検討していただかなければいけない課題はたくさんあるんだということは当然総務省はご承知だと思いますけれども、きちんと見ていただきたいなと思っています。

それから、「利用ニーズに対応した多様で使いやすい料金設定を行うよう努めること」と書いてあるわけですが、ここも、何というか、公正であるとか、適正であるとか、ちょっと多様であればいいというものでもないし、多様であると言いながら、今のところ既存3社が何となくいつも同じような料金サービスだけに集約されていっていることとか、ここも課題は非常に多い分野だと思っています。ここもやはり努力義務になっていますけれども、ほんとうに今、携帯電話というか、この通信は私たちにとっても大切なライフラインでもありますので、そこはもうちょっと厳しく見ていただきたいなと思って、今もいろいろモニタリングとかをしていただいていますけれども、ここもきちんと見ていただきたいということ。

それから、楽天さんのここの条件のところ、みずからネットワークを構築して事業展開を図ることが原則だということが書いてあるわけですが、当面はローミングを多分使われるのかなと思っています。今、MVNOの料金をそのままというか、サービスを使いますみたいなことが書いてありましたけれども、楽天モバイルを見ると、ドコモのあんしんネットワークみたいなことをずっとやってこられていて、今度、自社のネットワークになるときに、実はローミングも使っているのだけれどもという、その時期がある時期は絶対にあるんだと思うのです。自分のところで、自前で全部100%できないうち、そのときには、やはりローミングを利用しているということはきちんとユーザーに示すべきだと私は考えておまして、そこも総務省ではちゃんと見ていただきたいなと思っているところです。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○渡辺総合通信基盤局長 今の電気通信事業法関係でちょっと私のほうからお話しします。もちろん、電気通信事業になった者においては、利用者へのサービスの関係でのいろいろな対応を図るということはもちろんでございます。なお、利用者ニーズに対応した料金というのは契約と実際の利用が乖離しているという指摘もあり、MVNOの利用も含め、いろいろなその辺でのサービス関係の議論をしている状況でございますが、もちろん、こういった事業者に関しましては、携帯事業者として、電気通信事業法のもとでのいろいろな形での対応とか、あと委員ご指摘の消費者サイドからのいろいろな要望等にも応えるというのは当然のことで、対応してまいりたいと思っております。

○吉田会長 長田委員はよろしいですか。

○長田委員 はい。

○吉田会長 では、最後に私のほうからも少しコメントをさせていただきたい

と思います。

非常に膨大な資料を読んでいただいた上で、審査結果をうまくまとめたいただき、結論として32ページに記載いただいている通り、認定にあたって非常に適切な条件を付していただいたのではないかと拝見いたしました。やはり皆様ご心配のとおり、私も、楽天モバイルネットワークが皆さんの期待どおり育ってほしいなと願ってはいるのですけれども、ご承知のとおり、既存の3社は既に800MHz帯を含んで、約200MHzもの帯域を持っています。そこに加えて40MHzの帯域を追加取得します。一方、楽天は何もないところから40MHzの帯域幅のみで3社と競争しないといけないというのは、ものすごいハンディキャップがあります。だから、そのような条件下でも何とか計画通りにやってほしいということから、この7番から10番にかけての楽天モバイルだけに付与される条件がついているのだと思います。

特に、これまで議論もございましたように、楽天モバイルは1.7GHzでサービスを始めますので、やはり私たちが心配になりますのは、800MHz帯を持っている業者に比べると、隅々まで電波が届くかという点で、そこには若干ハンデがある。したがって、当初は今話もございましたローミングに頼らざるを得ない状況から多分スタートされると思います。しかし、自前の周波数を持たれたからには、いずれは自分のネットワークをちゃんと構築してほしいというのが7番だと思いますので、これはほんとうに重要なことだと思います。

1.7GHzのみというハンデを、技術的な手段や、いろいろな工夫により、魅力のあるネットワークを構築することによって、克服してほしいなと期待します。

それから、皆様もご心配されています8番の基地局の設置場所の確保、やはりこれは最大の課題だと私も思います。これもほんとうに大変な苦勞をされるのが目に見えているのですけれども、参入されたからには、それは覚悟の上

だと私も信じますので、ぜひこの設置場所を一生懸命確保していただいて、国民の期待に応え、四半期ごとの報告でもこの進捗状況がちゃんと目に見えるような形で示せるよう何とか努力してほしいなと願っております。

それから、9番目の無線従事者等の技術要員の確保。これもほんとうに重要で、これはいろいろなところから多分集めてこられると思いますが、特に電波を扱うからには、さまざまな予期しないことも起こるでしょうし、運用・保守メンテナンスを含めまして多くの要員が要ると思いますので、これはやはり着実に配置してほしいなと思います。

10番目の資金の確保ですが、現在この計画書では、4Gといいますか、1.7GHzを使った40MHzの帯域を使ったサービスだけが前提に書かれていると思うのですが、間もなく、皆さんもご承知のとおり、2020年ごろには第5世代という次のステップのネットワークが入ってきますので、既存の3社は第5世代すなわち5Gへ確実に参入すると思います。それに対して、楽天だけが手を挙げないということはまずあり得ないと思いますので、そういたしますと、追加の投資がまた必要になってくると思われます。このように、この世界は次から次へと新しい技術が起こってきますので、予期しない追加のお金も必要になってくるだろうということで、そういう意味でこの10番というのは非常に重要で、やはり何とか頑張って既存の3社と競合できる形になってほしいと思います。

そのためには、楽天ならではの魅力あるサービスか何かを立ち上げるとかして、やはり早期に消費者との信頼関係を構築してもらえればと思います。特に立ち上げ時は、私自身が危惧していますのは、最初に申し上げたように1.7GHzの周波数だけは、どうしても電波が通じない、カバーしきれないところが出てくると思います。そこはローミングでとりあえずうまくカバーされると思いますが、一般消費者から見ると、楽天への期待が大きいだけに、がっかりさ

れる点が出てくる可能性もあるのではないかと思います。そこを楽天としては、いろいろなきめ細かなサービスとか、魅力あるサービスを提供することによって是非とも克服すべく頑張っていたいただきたいということで、結論としまして、この32ページに書かれている条件は極めて適切で、これに沿って楽天には頑張っていたいただきたいなと感じました。

以上、私からのコメントです。

ちょっと時間が押しておりますが、ほかにいかがでしょうか。ほかの委員の方から、どうしてもこの場で発言したいというご意見がございますでしょうか。

○櫻田委員 1点だけ、よろしいですか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○櫻田委員 皆さんがおっしゃったことについては大賛成です。これはこの場でやる議論とは違うのかもしれないのですが、全MNO事業者が全く均質のサービスを提供すべきかどうかということについては、私は疑問を持っています。提供するサービスに差異があっても良いのではと思っています。提供するサービス品質に明らかな違いがあることを明示して、廉価さと引き換えにサービスが限定された選択肢を消費者へ与えるというのはありだと思っています。ただ、これはちょっとこの議論とは違うのかもしれませんがね。せっかく先生がおっしゃったので意見させていただきました。

○吉田会長 今おっしゃったのは、MVNOではなくて、MNO、、、。

○櫻田委員 MNOについてです。

○吉田会長 なるほど。ご意見は、ユニバーサルなサービス提供にこだわらなくてもいいのではと……。

○櫻田委員 通信速度や地域の限定という選択肢もあり得るのではないかと思います。ただ、それはこの議論ではないと思うので、別に機会がありましたら。

○吉田会長 確かに議論が広がってしまいますので、今日はそのままで広げないことにしたいと思います。ご意見をありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。あとまたこの説明が続くようですので、また、時間も少し押しぎみのようですので、続きのご説明をお願いいたします。

○金澤移動通信企画官 では、簡単にご紹介させていただきたいと思います。

今回、比較審査は行っておりませんが、比較審査の項目、絶対審査項目と比較審査項目で重複しない部分だけを取り出して、各第1希望の事業者の申請項目を見ても、周波数3.4GHz帯の逼迫度はドコモのほうが逼迫しております。基準Fの終了促進措置については、ドコモの方が既存事業者に対して実験局の開設等を行うなど、よりフィールド環境の構築等充実の計画が示されておりましたので、こちらについて充実はしていると考えられます。

それから、5年後の特定逼迫区域、東京、大阪の一部などで、より速いスピードの基地局がより多く打たれる計画についてはソフトバンクのほうが多い基地局が計画されておりました。

それから、既存の割り当て済みの周波数による人口カバー率、これは同じでございます。

既存の周波数を使った不感地域の人口解消の数、これはソフトバンクのほうが解消数は多いという数字が出ております。

1.7GHz帯についてご紹介いたしますと、KDDI、楽天については、既存事業者は1社しかおりませんので、基準Aについては同じとなります。基準Fの終了促進措置に関する計画ということで、KDDIのほうが具体的な終了促進措置の移行中の有線への一時的な移行の方法構築あるいはテストベッドといった環境の提供などについての方針を具体的に示しておりました。

最後に、不感地域を全て解消するという計画が書いてあるという点は、KDDI、楽天両者同じでございました。

以上、簡単ですが、ご紹介でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様方から何かご意見、コメント等ございましたらお願いいたします。

それでは、今の件を含めまして、先ほど来の説明全体を通しまして、最後にご質問とかご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○長田委員 済みません。先ほど会長がおっしゃいましたように、楽天さんは、とてもハンデがある中に、こうやって4社目として名乗りを上げられて準備を始められるということで、全体に今まで3社で何となくがちがち固まっていたところに波が入るということ、そういう意味ではとても期待ができると思いますので、ぜひ、なかなか壮大な計画なんだと思うのですけれども、実現していただきたいなと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、非常にたくさんのご意見をいただきましたけれども、基本的にはこの案に沿った形で差し支えないということだったかと思しますので、この諮問第11号につきましては、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

○渡辺総合通信基盤局長 どうもありがとうございました。

○吉田会長 それでは、情報流通行政局職員入室まで、しばらくお待ちください

い。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正について

(諮問第12号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第12号、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正につきまして、古賀衛星・地域放送課技術企画官からご説明をお願いいたします。

○古賀衛星・地域放送課技術企画官 ご説明いたします。有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正についてでございます。

まずは、1ページ目の諮問の概要というところをごらんください。有線一般放送、いわゆるケーブルテレビでございますけれども、こちらはBS及び東経110度CSにおける放送の再放送を行うために、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令におきまして、搬送波の周波数といったもので1.0から2.1GHzを規定してございます。

4K・8K実用放送、こちらは右旋及び左旋円偏波利用でございますけれども、平成30年12月に開始されることになってございます。これは、有線一般放送におきましても再放送等が行えますよう、4K・8K実用放送の左旋円偏波利用をいたしました中間周波数(2.2～3.2GHz)を搬送波の周波数として追加するため、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案に関しまして、放送法第177条第1項第5号に基づき諮

問いたします。

ページをめくっていただきまして、4ページをちょっとごらんください。こちらのほうは、ケーブルテレビの再放送の方式ということで、いわゆるパススルー伝送方式というものでございます。衛星からの電波をBSのアンテナで受信しまして、それをダウンリンクという12GHz帯の周波数を受けているものでございますけれども、そちらをダウンコンバータというもので中間周波数帯に落としまして、これは有線と同軸ケーブルを通しやすい周波数帯(1.0～3.2GHz)までを使いまして、中間周波数として使って、テレビにお送りするという形になってございます。

具体的な周波数のほうでございましてけれども、下のほうの衛星放送を見ていただきますと、これまで右旋中間周波数というものは1.0から2.1GHz、左旋中間周波数は2.2から3.2GHz帯を使ってございます。

ページを1ページ戻っていただきまして、3ページでございまして。制度整備の概要のところを見ていただければと存じます。従来の右旋円偏波を用いた衛星放送の中間周波数は1.0から2.1GHzでございましたが、平成30年12月から開始される衛星による左旋円偏波を利用した4K・8K実用放送の中間周波数は2.2から3.2GHzとなっております。こちらは、左旋円偏波を利用した4K・8K実用放送につきまして、ケーブルテレビ事業者が先ほどのパススルー伝送方式を用いた再放送を行えるように、中間周波数を搬送波の周波数として追加する。こちらは、衛星放送で直接行われている中間周波数と全く同じものでございます。こちらを搬送波の周波数として追加するとともに、12GHz帯の電波を中間周波数に変換するための局部発振周波数といったものを定義してございまして、こちらのほうも左旋用の局部発振周波数を追加するという形になってございます。

こちらの中間周波数の追加につきましては、平成26年12月の放送システ

ム委員会の報告におきまして、今後の検討課題とされておりました。その後、A R I Bにおきましてケーブルテレビとの関係も考慮された技術的な検討が行われまして、平成27年3月にA R I Bの規格として規格化されてございます。また、昨年9月に4K・8K放送を行うための放送衛星の打ち上げが成功したということをごさしまして、おおむね準備が整ったということをごさしますので、平成30年2月に放送システム委員会におきまして、こちらの間周波数の追加等につきまして報告及び確認を行いました。それを踏まえまして、所要の制度整備を行うこととしてございます。

具体的な変更の内容について、また1ページに戻っていただきまして、変更概要というところをごらんいただければと思います。有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の主な改正事項は以下のとおりでございます。

まずは第18条及び第19条というところでございますけれども、有線一般放送の搬送波の条件として、搬送波及び受信者端子における周波数について、B S及び東経110度C Sの右旋中間周波数、現状は1,035.05MHzから1,485.87MHz及び1,578.57MHzから2,067.43MHzを規定しているものがございますけれども、これに新たにB Sの左旋中間周波数(2,224.41MHz～2,642.51MHz)及び110度C S左旋中間周波数(2,708.75MHz～3,223.25MHz)を追加するものがございます。

2番目でございますけれども、第19条表中とございますけれども、こちらは、搬送波の条件として、衛星より送信されました12GHzの電波を有線放送設備のアンテナで受信し、中間周波数に変換するためのB S及び東経110度C S右旋用の局部発振周波数(10.678GHz)が現在規定されてございます。こちらのほうを新たに左旋用の局部発振周波数(9.505GHz)を追加するといったものになってございます。

第20条でございますけれども、こちらのほうは、有線一般放送の使用する電磁波の条件ということで、他の有線テレビジョン放送の受信及びそれ以外の用途に使用する設備に障害を与えず、また受けないようにするための周波数を規定しているものでございます。こちらにつきましても同様に、新たにB S左旋用の中間周波数及び東経110度C S左旋用の中間周波数を追加することとしてございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目の(4)その他規定の整理ということでございます。こちらのほうは、現行規定では、可変長のTLVパケットから固定長の分割TLVパケットをつくる形になっているのでございますけれども、当時TLVパケットというのが184バイトでちょうど割り切れるという処理ができていないようなことがありまして、そちらのほうの終了処理といったものを追加するような改正をしております。その他、必要な規定の整理といったものをしてございます。

こちらにつきましては、平成30年2月7日に情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会に報告し、確認されてございます。

また、平成30年2月19日から3月20日まで意見募集を行いました、本改正案に関する意見の提出は特にございませんでした。

施行期日のところでございますが、答申を受けた場合は、速やかに改正予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

拝見いたしまして、大変結構なというか、当然やるべき変更ではないかと思

います。4K・8K実用放送を普及させるためにも、ケーブルテレビでこの信号が流されることが非常に重要ではないかと思えます。この審議会でも4K・8K放送につきまして議論いたしましたときに、BS左旋とかCS左旋偏波の場合、新たにアンテナ系からさらには宅内配線まで変えないといけないという、かなり大きなバリアがあるということでしたので、そういう意味では、これが認められますと、ケーブルテレビでそういう信号が流れることになりますので、ケーブルテレビに加入する大きなインセンティブとしてもはたらき、それによって案外ケーブルテレビのほうからこういう4K・8K放送というのがスムーズに受け入れられていくかもしれないようにも思えます。大変結構ではないかと思えます。

ほかに委員の先生方からはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○吉田会長 それでは、諮問第12号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について

(諮問第13号)

○吉田会長 では、次に諮問第13号になります。東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定につきまして、井幡衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○井幡衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の井幡でございます。どうぞ

よろしく願いいたします。それでは、諮問第13号関係、東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、中ほどでございますけれども、1の背景の第3段落でございます。東経110度CS放送における衛星基幹放送の高画質化を推進するため、平成29年の9月から10月までの間、衛星基幹放送の業務の認定申請を受け付けたところでございます。この認定申請を踏まえまして、私どものほうで審査をいたしました結果、認定の案につきまして今般お諮りするものでございます。詳細は4ページ以降でご説明をさせていただければと思います。

まず5ページでございます。認定の背景ということで、まず今の衛星放送の概要でございます。BS放送、それから今回お諮りいたします東経110度CS放送、それから東経124/128度CS放送ということでございます。このうちBSと東経110度CS放送につきましては、アンテナにつきましては共用、それからチューナーにつきましては、地上波も含めて3波共用の受信機で視聴が可能ということでございます。一方、東経124/128度CS放送につきましては、専用のアンテナ・チューナーが必要ということでございます。

一方、画質でございますけれども、この表の中段でございますHD番組の割合ということで、BS放送、それから東経124/128度CS放送につきましては、ほぼ100%HD化が完了しているところでございます。他方で、真ん中の東経110度CS放送につきましては、現時点でHD番組の割合が39%ということで、ほかの2つに比べるとかなり低い水準にとどまっているということでございます。これは、限られた周波数資源の中で、できるだけ多様な事業者に参加していただくという、これまでの割り当ての方針のもとでやってきた結果でございます。一方で、今年の12月から、先ほどの諮問第12号とも関係いたしますけれども、4K・8Kの実用放送が開始されるということで、この5ページの一番下のところでございますけれども、衛星放送業界、

特に昨年の6月に業界団体でございます衛星放送協会のほうから、この東経110度CS放送の高画質化を要望するという要望書の提出をいただいたところでございます。

次に6ページをご覧くださいませでしょうか。これが現在の東経110度CS放送のチャンネル配列図でございます。ここにございますように、HD化は約4割にとどまっているということなのですが、新たにSD、標準画質、下のほうに書いてあります数字でいきますと、6とか7とかという数字の細い帯域の部分ですけれども、こちらの高画質化を図ろうといたしますと、その割り当てに帯域が必要になってまいります。今現在、ご覧いただきますと、もう全体フルに使っているという状況でございますので、高画質化をするに必要な帯域を出すということで、今現在、HDにつきまして16スロットを使ってHD放送をしている部分につきまして、一律12まで減らしましょうということで、その結果空きました周波数資源を活用して、希望される事業者の方に高画質化を推進していただく。こういう考え方に基づいて今回の審査を行ったところでございます。

1ページ飛ばしまして、8ページでございます。今回使用可能な周波数ということでございます。まず1つ目が、当初の空きスロット数ということで、今現在HDを16スロットで放送されている事業者様から返ってくる帯域が60スロット、それからもう一つが、一つの事業者さんでHDとSD、複数放送されている方につきまして、自らがやっているSDの放送の高画質化を条件にHDの部分の帯域を返上される条件付きの返上が126スロット、合わせて186スロットが今回の割り当ての原資ということでございます。

次の9ページが申請の概要でございます。HD化を希望する番組が17番組、SDを希望する番組が4番組ということで、合わせて21番組の申請が出てきたところでございます。

それで、審査の方針でございます。10ページです。最初に審査いたしましたのが絶対審査ということで、この一番上の黄色のボックスですけれども、1番から22番までの項目、これへの適合性を審査いたしました。1項目でも不適合なものがございましたと、その時点で認定拒否ということでございます。

この結果を踏まえて、第一次の比較審査でございます。真ん中の青のボックスでございますけれども、1番から4番、こちらへの適合性を審査いたしました。

それから、その次のラウンドということで、第二次比較審査ということでございます。最初に優先するものとしたしまして、既存のSD番組のHD化に係る申請であって、申請者の既存番組から12スロット以上を廃止・削減するもの、これを第一優先といたしました。それからその次が、一番下のボックスでございますけれども、ここの1番、既存SD番組のHD化に係る申請。これは12スロット未満の返上の申請です。それからその次が、HD番組に係る申請。これは新規のHD番組の申請でございます。それから3番目が、既存SD番組の高画質化に係る申請。既存SD番組であるのですが、HD化まではいかないのだけれども、多少帯域を増やして高画質化を図るというものでございます。それから最後が、その他の申請。こういう順序で審査を行ったところでございます。

11ページ以降が具体的な審査の中身でございます。まず第1段階の絶対審査。こちらにつきまして審査をいたしましたところ、申請の中で1番組につきましては、欠格事由、外資規制への抵触等があったということで、今回は認定拒否ということでございます。

次に第一次比較審査でございます。12ページです。先ほどお示ししました4基準につきまして、残りの番組について審査をいたしましたところ、全ての番組、HD16番組、SD4番組いずれにつきましても、上記の審査基準に適

合したということで、申請番組間に差はなかったということでございます。

ということで、次のラウンド、第二次比較審査に進むということでございます。13ページでございます。第二次比較審査におきましては、先ほど申し上げましたように、まずは12スロット以上を返上することとなっている既存SD番組のHD化を優先するということでございます。こちらにつきましては、6つの番組です。一番下でございますけれども、「アニメシアターX」以下「ザ・シネマHD」まで、この6つの番組について全て認定可能でございますということで、いずれも認定番組とするというものでございます。この結果といたしまして、認定可能なスロット数が186から114まで減少するというところでございます。

次に14ページでございます。12スロット未満の返上に係ります既存SD番組のHD化でございます。こちらにつきましても、結果のところでございますけれども、「チャンネルNECO」から「ナショナル ジオグラフィック」まで7つの番組につきまして、いずれも認定可能ということで、この7番組を認定番組としたいというものでございます。結果といたしまして、認定可能なスロット数は114から30まで減少するというところでございます。

その次の優先順位でございます新規のHD番組に係る審査でございます。15ページでございます。この段階で残りスロット数が30スロットということでございます。今般、HDについては一律12スロットということでございますので、この段階で新規のHD番組として認定可能な番組数は2ということになります。先ほどの絶対審査のところでは1番組が認定拒否となっておりますので、残り3番組です。この中から2番組が認定可能ということでございます。この3番組につきまして、比較審査基準に基づいて審査を行わせていただきました。その結果が16ページ以降でございます。

最初に、資金調達の適正性及び確実性でございます。評価の視点につきまし

ては、こちらにございますように、適正な資金調達計画であること、それからそれが確実な計画であること、この2項目でございます。これについて審査しましたところ、申請番組間に差はないという評価でございます。

それから2つ目、収支の適正性及び確実性でございますけれども、こちらにつきましても、申請番組間に差はないという評価でございます。

1ページおめくりいただきまして、3番目、放送番組の制作及び調達等というところでございます。こちらについても、3番組を評価いたしましたところ、申請番組間に差はないという評価でございます。

それから4番目、表現の自由の享有ということでございます。こちらについては、絶対審査で評価をいたしました表現の自由の享有に関しまして、より厳しくみなした表現の自由の享有基準、こちらへの適合性を見させていただいたところでございます。その結果につきましては、2番組が優位であるという評価でございます。

それから5番目、放送番組の多様性でございます。こちらについては2項目でございます。衛星基幹放送における新たな分野の放送番組であること、それから1カ月の再放送率が低いことということでございます。まず1つ目、新たな分野の放送番組であることにつきましては、申請番組間に差はないという評価でございますが、2につきまして、1カ月の再放送率につきましては、上位2番組を優位と評価したということでございます。

それから、6番の広告放送の割合でございます。こちらにつきましては、申請番組間に差はないという評価でございます。

次に、7番の個人情報の保護でございますけれども、こちらについては、1番組が優位であるという評価でございます。

8番、青少年の保護ですけれども、こちらについては、申請番組間に差はないという評価でございます。

19ページでございます。字幕番組等の充実ということで、評価の視点としては、1つ目が字幕放送と解説放送の両方を実施すること、それから2つ目といたしましては、両方を実施する申請番組のうち、字幕付与率がより高いことということで、1)につきましたは2番組、それから2)につきましたも同様に2番組を優位と評価したということでございます。

それから、次の10番目、放送番組の高画質性でございますけれども、こちらにつきましたも2項目で評価をいたしました。前段の部分につきましては、上位2番組が優位であるという評価でございます。2つ目につきましては、申請番組間に差はないという評価でございます。

次の11番目、災害に関する放送の実施でございますけれども、これにつきましては、申請番組間に差はないという評価でございます。

20ページでございます。12番の設備の維持、それから13番目の提供条件の説明、いずれにつきましたも申請番組間に差はないという評価でございます。

一方で、14番目の放送番組の視聴需要でございますけれども、こちらにつきましては、過去2年間の視聴料収入の額の合計で評価するというところでございまして、上位2番組を優位と評価したというものでございます。

次に21ページでございますけれども、放送の能率的な普及、こちらについては申請番組間に差はないという評価でございます。

以上を踏まえまして、優位とされた合計点数が多い順に順位をつけますと、第1位に1番組、それから2番組が同点で、同順位の第2位となったところでございます。

この結果につきまして、合計点数が同点となる場合には、審査基準に基づいて、放送番組の視聴需要への適合性がより高い申請番組を優先するというところでございますので、第2位となりました2番組の視聴需要を比較した結果を踏

まえ、第1位の1番組、それから第2位で視聴需要への適合性がより高い1番組、この2番組を認定番組ということで、1番組につきましては認定拒否ということとしたいというものでございます。

それから、この結果、次に22ページ、6スロットだけ残っておりますので、既存SD番組で、HDまでいかないけれども、高画質化をしたいという申請につきまして審査を行いました。これについては、1番組だけ、「囲碁・将棋チャンネル」からの申請がございました。ちょうど6スロットが残っておりますので、こちらにつきましても認定するというところでございます。

以上で割り当て可能な帯域が尽きましたので、23ページにございますその他の申請につきましては、残念ながら今回は認定拒否ということでございます。

全体の審査の結果は24ページでございます。HDにつきまして15番組、それからSDについて1番組ということで認定したいという案でございます。

今後の進め方でございますけれども、ちょっとお戻りいただきまして、3ページでございます。3番、今後の予定にございますが、番組の配列等につきまして、基幹放送局提供事業者等と調整の上、調整がつきましたら、5月頃を目途に認定をいたしたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○吉田会長 説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。林委員、お願いします。

○林委員 ご説明、ありがとうございました。21ページのところでございますけれども、最終的な結果の話なのでございますけれども、優位とされた合計点数が多い順に順位をつけると、ほんとうに僅差で、最終的に2番組を認定番組とするということでございます。今回の審査結果それ自体に異論はないわけでございますけれども、そもそも論として、ここまで僅差になるような比較審査のあり

方とはいかがなものか、と思うところもございます。特に本件は、最後は視聴需要としての視聴料収入の多寡で帰趨が決しているわけでございますけれども、有料放送なので、最後は視聴料収入で決まるというのは、ある意味、合理的なのかもしれませんけれども、有料放送とはいえ、放送であることには変わりはないでございますし、内容（コンテンツ）の審査はできなくても、放送の公共性を踏まえて、比較審査の基準あるいはその審査手法の再検討といったものも今後行うことが必要ではないかと若干思った次第でございます。これは質問というよりはむしろ意見かもしれませんけれども、一言申し述べたいと存じます。

以上です。

○吉田会長 確かに、多分、委員全員の意見でもあり、感想ではないかと思えます。あまりにも僅差でしたので、何とかもうちょっと、差のつくような別の観点からの基準があればということですね。

ほかにご意見はいかがでしょう。

先ほどのご説明によりますと、現状のこの東経110度CSのHD番組の比率が約39%でしたでしょうか。それがこの今回の認定等によって約80%になるのでしょうか。

○井幡衛星・地域放送課長 はい、約80%まで。

○吉田会長 そういう意味では非常に結構なことではないかと思えます。

ちなみに、この今回の再編によって、さっき認定されなかったのが、何番組でしたでしょうか、確か1番組は外資規制にかかったのでしたね。それ以外に、先ほどの比較審査で僅差で落ちたのが1番組と、それからもう一つ、スロットがなくなったために落ちたのが「V☆パラダイス」ですか。

○井幡衛星・地域放送課長 「V☆パラダイス」、そうです。

○吉田会長 これら外れたいずれの番組も、これまでSDではやっておられたのでしょうか。

○井幡衛星・地域放送課長 いずれも東経124/128度CS放送のほうで放送されておりますので、そういう意味ではHDでやられております。

○吉田会長 そうなんですか。東経124/128度CSではやっておられるものの、今回東経110度CSのHD化に伴う認定で漏れてしまったということですね。

○井幡衛星・地域放送課長 はい。いずれも今現在東経110度CS放送ではやっておりませんので、そういう意味では新規の申請ということです。

○吉田会長 なるほど。わかりました。

では、ほかにはご意見がございますでしょうか。

○櫻田委員 この場での発言が適切ではないかもしれませんが、我々視聴者にとっては通信と放送が限りなく近づいてきていると思います。つまり、技術的には違うものですが、視聴者から求めるデマンドサイドからすると、あまり変わらなくなってきています。どちらも幸い総務省の所管です。通信と放送の今後について考えると、現時点において、今回のように放送業務の認定について議論をしていくのは必要だと考えますが、通信との差異が小さくなってきている放送について今まで同様に議論するのがいいのか、あるいは別の観点でもって、もっと広く、通信と放送とはどうあるべきかみたいな議論をすべきかご意見をいただければと思います。もちろん議論の場はこの電波監理審議会と別の場でも良いと思います。

○山田情報流通行政局長 そうですね。総務省でいろいろな審議会を持っておりまして、電波監理審議会は、まさにそういう行政処分に関してお諮りする、非常に格式の高い審議会でございます。

○山田情報流通行政局長 つまり、有限な電波をどう使うかということで、国民の権利・義務に直接かかわる審議会でございます。その一方で情報通信審議会という審議会もございまして、そちらのほうでは、もう少し大きくりの政策

の議論をする審議会で、そこはある意味、今櫻田委員がおっしゃったような通信と放送の全体のあり方とか、あるいは最近であればI o Tとか、そういう政策の問題などを取り扱っております。過去で言いますと、平成22年に通信と放送の融合に関してトータルな議論を一度させていただきまして、法制度の全体的な整理をさせていただいております。そのときは、情報通信審議会のほうで一旦そういう議論をさせていただいて、かなり幅広い方からのご議論を頂戴して、オープンな場でやらせていただいておりますので、そういう役割分担がございますので、一つは、電波監理審議会ではそういう行政処分という直接の国民の権利・義務にかかわるところをやっておりますので、それをある意味、最終的にご判断いただくに当たって、ほかの審議会でやっている議論とか、そういったものをちょっとご紹介しながら議論していただくというようなことは、あり得るのではないかと思います。

○櫻田委員 私もたびたび諮問に直接関係ない意見を申し上げることがあり、自身の発言について失礼を感じています。

○山田情報流通行政局長 今後の審議に生かしていただくというようなことはあってもいいのかなとちょっと今、全く個人的な意見でございますが、感じたところでございます。

○櫻田委員 大変貴重なご意見だと思います。

○林委員 私もさきほどの局長のこの御意見に大賛成です。

○櫻田委員 放送と通信の今後についてはしかるべき場で議論いただければよいと思います。ありがとうございました。

○吉田会長 いろいろご意見、ありがとうございました。

それでは、この諮問第13号、すなわち、井幡衛星・地域放送課長からご説明いただいたこの認定案については、今回の審査基準を尊重した結果ということで、ご理解いただけるでしょうか。将来的には検討すべき課題があるかとも

と思いますが。

では特にほかにご意見はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○吉田会長 それでは、将来的な審査のあり方等につきまして、ご意見をいただきましたけれども、諮問第13号につきましては、今の審査基準に従いますと、この諮問のとおり認定することが適当であるということで、そういう旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 では、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

なお、次回の開催については、追って事務局からご連絡いたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。